

地方公共団体名	③ 返還支援の内容																			④ 事業実施期間					
	区分1					区分2					区分3					区分4				開始年度		終了年度			
	都道府県	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	区分の内容	①支援額	②上限額	③交付期間	④支援開始時期	和暦	年度	和暦	年度
北海道	【1】	一般修学資金の返還免除	貸付を受けた一般修学資金の全額	-	-	養成施設を卒業した日から1年以内に、道内の特定施設等において看護業務（保健師、助産師、看護師又は准看護師の業務をいう。）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したとき	特別修学資金の返還免除	貸付を受けた特別修学資金の全額	-	-	養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、特定病院において看護業務（助産師、看護師の業務）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したとき	指定修学資金の返還免除	貸付を受けた指定修学資金の全額	-	-	養成施設を卒業し、免許取得後速やかに、指定特定病院において看護業務（助産師、看護師の業務）に従事した場合において、引き続き貸付期間の1.5倍の年数（小数点以下切上げ）就業したとき						令和	3		未定
北海道	【2】	なし	返還免除要件に該当した場合、全額免除	-	-	返還免除が認められたとき（卒後、医師として道内の医療機関に9年以上勤務し、かつ、当該勤務期間のうち5年以上知事が指定する道内の医師が不足する地域に所在する公的医療機関等に勤務した場合に全額免除）															平成	20		未定	
青森県		大学卒、大学院卒、高等専門学校（専攻科）卒	「認定起算日における奨学金の返還総額・返還残額の2分の1」又は「対象企業が設定する支援予定額」のいずれか低い額	1,500千円	-	対象企業に就業かつ県内居住の要件を満たして3年経過時及び6年経過時	短期大学卒、高等専門学校（第4学年、第5学年）卒、専修学校（専門課程）卒	「認定起算日における奨学金の返還総額・返還残額の2分の1」又は「対象企業が設定する支援予定額」のいずれか低い額	750千円	-	対象企業に就業かつ県内居住の要件を満たして3年経過時及び6年経過時										令和	4		未定	
岩手県	【1】	岩手医科大学 学校推薦型選抜地域枠B、一般選抜地域枠C、東北大学 特別選抜岩手県地域枠入試、一般枠、産婦人科特別枠	大学卒業後、条例で定める期間、岩手県医療局長が指定する医療機関で医師の業務に従事することにより、奨学金の返還を免除する。																		昭和	40		未定	
岩手県	【2】	大学卒	貸与を受けた奨学金の返還総支払額																		平成	3		未定	
岩手県	【3】	大学卒	給付を受けた奨学金の返還総支払額																		平成	29		未定	
岩手県	【4】	大学卒	給付を受けた奨学金の返還総支払額																		平成	29		未定	
岩手県	【5】	県内大学への進学	貸与を受けた奨学金の全額（15万円）	-	返還免除	県内大学への入学したことを確認した日	県外大学への進学	貸与を受けた奨学金の全額（15万円）	-	返還免除	通算2年間県内企業・団体等に就業したことを確認した日	短期大学、高等専門学校、専修学校又は各種学校への進学	貸与を受けた奨学金の全額	-	返還免除	通算2年間県内企業・団体等に就業したことを確認した日						令和	5		未定
岩手県	【6】	大学及び大学院の在学期間を通じて奨学金の貸与を受けていたもの（6年制大学含む）	交付を申請した日の属する月の翌月から申請者が独立行政法人日本学生支援機構に対して行う奨学金の返還にかかる費用の1/2	上限額250万円	最大8年間	最短で返還開始と同時	大学の在学期間に奨学金の貸与を受けていたもの（高等専門学校の専攻科含む）	交付を申請した日の属する月の翌月から申請者が独立行政法人日本学生支援機構に対して行う奨学金の返還にかかる費用の1/2	上限額150万円	最大8年間	最短で返還開始と同時	大学院の在学期間のみ奨学金の貸与を受けていたもの	交付を申請した日の属する月の翌月から申請者が独立行政法人日本学生支援機構に対して行う奨学金の返還にかかる費用の1/2	上限額100万円	最大8年間	最短で返還開始と同時	高等専門学校の在学期間に奨学金の貸与を受けていたもの	交付を申請した日の属する月の翌月から申請者が独立行政法人日本学生支援機構に対して行う奨学金の返還にかかる費用の1/2	上限額70万円	最大8年間	最短で返還開始と同時	平成	29	令和	未定

岩手県 【7】	(国公立) 保健師・助産師・看護師	県が貸与した奨学金の金額(月額51,000円を上限、貸付を決定した都市の4月から卒業する月(正規の就学期間を超えない期間)まで)		次の要件をすべて満たした場合は、貸付金の償還を免除すること。 ①養成施設卒業と同時に看護職員の免許を取得すること。 ②養成施設卒業後ただちに条例で定める特定施設に就職すること。 ③条例で定める期間、特定施設で継続して看護職員の業務に従事すること。	③同様	(私立) 保健師・助産師・看護師	県が貸与した奨学金の金額(月額60,000円を上限、貸付を決定した都市の4月から卒業する月(正規の就学期間を超えない期間)まで)		次の要件をすべて満たした場合は、貸付金の償還を免除すること。 ①養成施設卒業と同時に看護職員の免許を取得すること。 ②養成施設卒業後ただちに条例で定める特定施設に就職すること。 ③条例で定める期間、特定施設で継続して看護職員の業務に従事すること。	③同様	(国公立) 准看護師	県が貸与した奨学金の金額(月額23,000円を上限、貸付を決定した都市の4月から卒業する月(正規の就学期間を超えない期間)まで)		次の要件をすべて満たした場合は、貸付金の償還を免除すること。 ①養成施設卒業と同時に看護職員の免許を取得すること。 ②養成施設卒業後ただちに条例で定める特定施設に就職すること。 ③条例で定める期間、特定施設で継続して看護職員の業務に従事すること。	③同様	(国公立) 准看護師	県が貸与した奨学金の金額(月額35,000円を上限、貸付を決定した都市の4月から卒業する月(正規の就学期間を超えない期間)まで)	次の要件をすべて満たした場合は、貸付金の償還を免除すること。 ①養成施設卒業と同時に看護職員の免許を取得すること。 ②養成施設卒業後ただちに条例で定める特定施設に就職すること。	③同様	昭和	37	未定	
岩手県 【8】	医師	30,500千円(6年間)	30,500千円	11	医師免許を取得し、臨床研修開始時点																平成	20	未定
宮城県	保健師助産師看護師法第19条から22条までに規定される養成課程を修め、償還の猶予を受けて県の指定する医療施設等へ遅滞なく就業し実従事期間が5年(60月)に到達した者。(看護学生修学資金貸付条例)	貸与した修学資金の償還総額を免除		修学期間+5年(60月)	養成施設卒業後、遅滞なく就業した時点から(償還開始と同時)	保健師助産師看護師法第21条第1号から3号までに規定される養成課程を修め、償還の猶予を受けて県の指定する医療施設等へ遅滞なく就業し実従事期間が3年(36月)に到達した者。(特定地域看護師確保対策修学資金貸付条例)	貸与した修学資金の償還総額を免除	修学期間+3年(36月)	養成施設卒業後、遅滞なく就業した時点から(償還開始と同時)	大学(学校教育法第1条に規定する大学)の医学を履修する課程を修め、償還の猶予を受けて県の指定する医療施設等へ遅滞なく就業し実従事期間が3年(36月)に到達した者。(医学生修学資金貸付条例)		貸与した修学資金の償還総額を免除	修学期間+貸付を受けた期間の3/2(1.5倍)に相当する期間	養成施設卒業後、遅滞なく就業した時点から(償還開始と同時)							昭和	39	未定
秋田県	一般分	奨学金の年返還額の2/3	上限:133,000円	最大3年間	返還開始の翌年	未来創生分	奨学金の年返還額の10/10	上限:200,000円	最大3年間	返還開始の翌年											平成	29	未定
山形県 【1】	学生を対象に申請した市町村に居住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	26,000円×申請年度以降の奨学金貸与月数若しくは交付申請時点での奨学金返還残高のいずれか低い方の額		一括交付	卒業後、県内に居住・就業してから3年経過後	社会人を対象に県外から申請した市町村へ移住かつ県内で就業することを条件に支援を行うもの	県内に居住・就業を開始してから3年間で返還した奨学金の額	600千円	一括交付	県内に居住・就業してから3年経過後	学生を対象に事業への登録企業で就業かつ県内に居住することを条件に支援を行うもの	26,000円×申請年度以降の奨学金貸与月数若しくは交付申請時点での奨学金返還残高のいずれか低い方の額(女性の場合、10万円を加算)	一括交付	卒業後、県内に居住・就業してから3年経過後							平成	27	未定(現行制度はR6まで)
山形県 【2】	大学、大学院を卒業又は修了し、薬剤師免許を取得(見込み)	大学等在学中に奨学金の貸与を受けていた期間に達するまで	年間60万円、最大360万円	最大6年間	就業開始年度																令和	6	未定
福島県	学生枠	貸与を受けた奨学金のうち、卒業前2年間に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費	大学在学学生1,536千円 大学院修士課程相当在学学生2,112千円 大学院博士課程相当在学学生2,928千円 高等専門学校専攻科在学学生1,440千円	補助金交付要件を満たした時点で一括交付	県内に居住・就業して5年経過後	既卒者枠	大学等在学中に貸与を受けた対象奨学金の返還に要する経費のうち、申請時点での返還残額の1/2相当額	1,000千円	補助金交付要件を満たした時点で一括交付	県内に居住・就業して3年経過後											平成	28	未定
栃木県	大学生	大学3・4年次分の貸与総額	1500	8	県内に居住・就職した日の属する年度の翌年度	大学院生	大学院修士1・2年次分の貸与額の1/2	1000	8	県内に居住・就職した日の属する年度の翌年度	短期大学生・高等専門学校生・専門学校生	卒業前2年間の貸与額の1/2	700	8	県内に居住・就職した日の属する年度の翌年度						平成	27	未定
群馬県		申請年度において、補助対象企業が支援対象者に支給した手当等の額の1/2	60	3	返還開始と同時																令和	2	未定
埼玉県	無し	従業員の奨学金返還支援を行う中小企業等に対し、補助率:2分の1(埼玉県多様な働き方実践企業は、3分の2)	補助限度額:1人年9万円(埼玉県多様な働き方実践企業は、年12万円)	申請年度の4月1日時点で、当該企業において正社員となつてから6年以内であること(中途採用含む)	企業が奨学金返還支援を行った年度の4月1日																令和	4	未定

東京都	区分1	奨学金貸与額を上限とし、東京都と企業が同額を出えんし、基金より直接日本学生支援機構に代理返還	30万円(10万円/年)	最大3年間支援	就職後1年間の継続勤務後	区分2	奨学金貸与額を上限とし、東京都と企業が同額を出えんし、基金より直接日本学生支援機構に代理返還	72万円(24万円/年)	最大3年間支援	就職後1年間の継続勤務後	区分3	奨学金貸与額を上限とし、東京都と企業が同額を出えんし、基金より直接日本学生支援機構に代理返還	150万円(50万円/年)	最大3年間支援	就職後1年間の継続勤務後							令和	4	未定	
新潟県	無し	県内に転入・就業した日の属する年度の前年度末の奨学金等の残額の2分の1を助成総額の上限(最大1,200千円)とし、交付申請書を提出する日の属する年度(申請年度)の前年度において返還した奨学金の額を年度ごとに助成	200	6	県内にUターン転職し、居住した年度の翌年度																	平成	28	未定	
富山県	理工系学部生	奨学金総額のうち、2年間にわたり貸与を受けた奨学金総額	-	10年間	就業翌年度から支援開始	理工系大学院生	大学院在学時に貸与を受けた奨学金総額(2年分)	-	10年間	就業翌年度から支援開始	6年制薬学部生	第5学年及び第6学年在学時に貸与を受けた奨学金総額(2年分) 第1学年から第6学年在学時に貸与を受けた奨学金総額(6年分)	-	10年間	就業翌年度から支援開始								平成	28	未定
石川県	大学院卒、大学卒、高等専門学校卒	在学中に貸与を受けた奨学金の返済残高	対象企業が選択した助成額(200万円・150万円・100万円・50万円) ※200万は大学院卒のみ対象	無し	大学等を卒業後、正社員として3年以上継続して就業したとき																	平成	28	未定	
福井県	大学卒、短期大学卒、高等専門学校卒、専修学校(専門課程)卒	就業してから1年半の間に返還した奨学金の額、1年半～3年半の間に返還した奨学金の額、3年半から5年半の間に返還した奨学金の額	1000	5	県内に居住・就業してから	大学(医学部・薬学部(6年制))卒、大学院卒	就業してから1年半の間に返還した奨学金の額、1年半～3年半の間に返還した奨学金の額、3年半から5年半の間に返還した奨学金の額	1500	5	県内に居住・就業してから												平成	28	未定	
山梨県	大学	卒業前2年間に奨学金の貸与を受けた額	1536	8	県内に居住・就業して1年経過後(概算払)	大学院	卒業前2年間に奨学金の貸与を受けた額	2928	8	県内に居住・就業して1年経過後(概算払)	高等専門学校	卒業前2年間に奨学金の貸与を受けた額	1440	8	県内に居住・就業して1年経過後(概算払)	既卒者	卒業前2年間に奨学金の貸与を受けた額	2928	8	県内に居住・就業して1年経過後(概算払)			平成	28	未定
長野県	無し	企業負担額の1/2	支援対象従業員1人当たり上限額10万円/年	入社した年度を含め5会計年度(支援対象従業員1人当たり)	奨学金等を返済する個人への交付をするものではないため、補助事業者(企業)の奨学金返済支援制度の内容によって返済支援開始時期は異なる。(県からの補助金は、企業に対する交付決定日以後の支払いが補助対象)																	令和	5	未定	
岐阜県	独自奨学金の返還免除	大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して12ヶ月以内に、本県にUターン就業及び県内居住をし、引き続き5年間、Uターン就業及び県内居住をした時に全額を免除	-	正規の修業年限まで	免除要件を満たしたうえで、当該奨学金の借受人が免除申請を提出し免除が承認されたとき。																	平成	28	未定	
静岡県【1】	無し	月額20万円(医学部6年間総額1,440万円)	-	1年生から大学または大学院の卒業までの正規の修業年限	大学または大学院卒業後																	平成	19	未定	

静岡県 【2】	看護職員修学資金の貸与者（保健師、看護師又は准看護師）	ア 国（独立行政法人国立病院機構を含む。イ及び次号において同じ。）又は地方公共団体（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第68条第1項に規定する公立大学法人を含む。イにおいて同じ。）の設置する養成施設 月額32,000円 イ 国又は地方公共団体以外の者の設置する養成施設 月額36,000円		卒業後、免除対象施設に就事している場合は5年間（過疎地域等に所在する返還免除対象施設で従事した場合、返還債務の免除に係る勤務期間が5年間から貸与期間に相当する期間に短縮） ※養成施設を卒業した後、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間以上対象施設等において看護業務に従事したときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる。免除することができる返還債務の額は、対象施設等における業務従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（その期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（その数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還債務の額に乗じて得た額とする。	養成施設卒業後		ア 国又は地方公共団体の設置する養成施設 月額15,000円 イ 国又は地方公共団体以外の者の設置する養成施設 月額21,000円		卒業後、免除対象施設に就事している場合は5年間（過疎地域等に所在する返還免除対象施設で従事した場合、返還債務の免除に係る勤務期間が5年間から貸与期間に相当する期間に短縮） ※養成施設を卒業した後、引き続き貸与を受けた期間に相当する期間以上対象施設等において看護業務に従事したときは、返還債務の全部又は一部を免除することができる。免除することができる返還債務の額は、対象施設等における業務従事期間を修学資金の貸与を受けた期間（その期間が2年に満たないときは、2年とする。）の2分の5に相当する期間で除して得た数値（その数値が1を超えるときは、1とする。）を修学資金の返還債務の額に乗じて得た額とする。	養成施設卒業後		看護職員修学資金の貸与者（修士課程等の修了者）	ア 国内の大学院の修士課程 月額83,000円 イ 国外の大学の課程又は大学院の修士課程 月額200,000円		卒業後、免除対象施設に就事している場合は5年間（過疎地域等に所在する返還免除対象施設で従事した場合、返還債務の免除に係る勤務期間が5年間から貸与期間に相当する期間に短縮）	養成施設卒業後					昭和	37	未定			
愛知県 【1】	愛知県へき地医療確保看護修学資金	修学資金の貸与を受けた者が次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、修学資金の返還の債務を免除するものとする。看護師免許を取得した日から起算して一月以内（次項各号に掲げる理由により就業することができないときは、当該理由がなくなった日から起算して一月以内。第十条第三号において同じ。）に、県内に所在する病院のうち看護業務に関する研修体制が整備されているものとして知事が指定するもの（以下「実務研修病院」という。）において看護業務に従事し、かつ、引き続き二年間看護業務に従事した後、直ちに指定医療機関において看護業務に従事し、かつ、引き続き看護業務に従事した場合において、指定医療機関において引き続き看護業務に従事した期間が三年に達したとき。ただし、県立の看護専門学校を卒業した日から起算して一年以上以内に看護師免許を取得した場合に限る。	3600	3年																			平成	27	未定	
愛知県 【2】	愛知県地域医療確保修学資金の貸与者	入学年次：年額210万円（17万5千円/月） 2年次以降：年額180万円（15万円/月） ※将来、小児科・産婦人科の診療に従事する意思のある大学5、6年生には、月額5万円を加算。	12300	6年間	大学入学時																		平成	21	未定	
愛知県 【3】	介護福祉士等修学資金貸付金	返還免除要件に該当した場合、全額免除			返還免除が認められた時（介護福祉士等養成施設卒業後1年以内に介護福祉士又は社会福祉士として登録を行うとともに、県内の社会福祉施設等において相談援助または介護業務のどちらかに従事し、引き続き5年間以上同業務に従事した場合等に免除）。		実務者研修受講資金貸付金	返還免除要件に該当した場合、全額		返還免除が認められた時（介護福祉士国家試験合格後1年以内に、介護福祉士としての登録を行なうとともに、県内の社会福祉施設等において介護業務に従事し、引き続き2年間以上同業務に従事した場合等に免除）。	退職した介護人材の再就職準備金貸付金	返還免除要件に該当した場合、全額			返還免除要件に該当した場合、全額免除（裁量免除規定あり）	福祉系高校へ通う学生を対象とした修学資金貸付金	返還免除要件に該当した場合、全額							平成	5	未定
愛知県 【4】	保育士修学資金貸付	貸付金額	貸付金額	5年間	返還開始と同時に																		平成	25	未定	
三重県		【学生】借受奨学金総額の1/4 【既卒者】認定時の借受奨学金残額の1/4	上限100万円	8年間	県内に居住・就業して4年経過後																		平成	28	未定	
滋賀県 【1】	指定保育士養成施設	就職後、1年間のうちに返還した額の1/2	年間12万円	最長3年間	新たに対象施設に就職した年度の4月1日（年度途中で就職した場合は翌年度の4月1日）																		令和	3	未定	

滋賀県【2】	無し	貸与を受けた修学資金の返還額全額	-	-	看護師等養成施設を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、規則に定める県内の医療機関等の施設にて5年間業務に従事したとき														昭和	38	未定
滋賀県【3】	無し	貸与を受けた授業料資金の返還額全額	-	-	看護師等養成所を卒業した日から1年を経過する日までに免許を取得し、直ちに県内の医療機関等において引き続き授業料資金の貸与を受けた期間に相当する期間業務に従事したとき														昭和	52	未定
京都市【1】		補助額は企業負担額の1/2以内 (年間奨学金返済額の1万円を超える部分の1/2)	・正社員となつてから1年目～3年目 上限9万円/人・年 ・正社員となつてから4年目～6年目 上限6万円/人・年	正社員となつてから6年目まで	正社員になった時期														平成	29	未定
京都市【2】		卒業までの入学金・授業料額	-	全期間	卒業後、要件の該当する医療機関へ就業した場合、償還を猶予し、引続き5年間就業した場合に全額免除。														平成	17	未定
京都市【3】		貸与を受けた奨学金の返還総支払額	-	全期間	卒業後、要件の該当する医療機関へ就業した場合、返還を猶予し、引続き5年間就業した場合に全額免除。														昭和	39	未定
京都市【4】	大学生	貸与を受けた奨学金	10,800千円	上限で6年間	貸与相当期間を医師として特定の地域で勤務したとき	大学院生、専攻医、臨床研修医	貸与を受けた奨学金	7,200千円 (産婦人科、小児科、小児外科の診療従事者等は9,600千円)	上限で4年間	貸与相当期間を医師として特定の地域で勤務したとき									平成	19	未定
京都市【5】	無し	指定保育士養成施設に在学し、保育士資格の取得を目指す学生の修学資金	学費5万円/月、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内	申請時の学年から養成施設に在学する期間	卒業後1年以内に保育士登録を行い、府内の保育所等において5年間従事した場合は、返還免除(その他要件を満たした場合の裁量免除あり)														平成	28	未定
京都市【6】	大学、大学院	卒業前2年間において貸与を受けた額のうち、第一種奨学金の貸与額を上限とする。	最大1,536,000円(10年間で)	10年間	採用後で調整中														令和	5	未定
兵庫県【1】		(企業向け) ・補助対象従業員が交付申請年度に返済する予定額の1/3 ・補助対象企業が補助対象従業員に対し、奨学金返済支援のために支給した手当等の年間支給額(申請年度の4～2月支給分)の1/2 いずれか低い方の額 (従業員向け) ・補助対象従業員が交付申請年度に返済する予定額の1/3 ・補助対象従業員が交付申請年度に返済する予定額から企業の年間支給額を差し引いた額 いずれかの低い額。 ※企業の年間支給額が補助対象従業員が交付申請年度に返済する予定額の2/3未満の場合は従業員向け補助は対象外となる ※補助対象従業員が交付申請年度に返済する予定額が18万円以上かつ企業の年間支給額が12万円以上の場合、補助対象となる	120千円/人 (企業60千円+従業員60千円)	5年間	対象企業に就職														平成	28	未定

兵庫県【2】	無し	・法人負担額が年間返済額の2/3以上の場合、本人負担額を6万円まで補助。 ・法人負担額が年間返済額の2/3未満の場合は、法人負担額が12万円以上の場合、本人負担額を6万円補助。	60	5	申請日において奨学金返済を開始していること														令和	2	未定	
奈良県【1】	無し	貸与を受けた第一種奨学金の返還総支払額	①と同様	一括	大学卒業後、引き続き8年間、居住・就業した後から														平成	29	令和	14
奈良県【2】	無し	対象企業が対象従業員に対し、奨学金返還支援として支給した手当等の金額（又は、代理返還により、日本学生支援機構に直接送金した金額）の1/2	500千円/社	一括で支払い	対象従業員が対象企業で就業して3年経過後														令和	2	未定	
和歌山県	無し	大学等の在籍期間に借り入れた奨学金の金額に相当する額	100万円	1回	対象企業に就業して3年経過後														平成	28	未定	
鳥取県	大学院・薬学部（6年間）	無利子：貸与奨学金の総額×1/2（既卒者の場合は、返還残額×1/2） 有利子：貸与奨学金（利子除く）の総額×1/4（既卒者の場合は、利子を除く返還残額×1/4）	無利子：2160千円 有利子：1080千円	8年間	県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日	大学（4年間）	無利子：貸与奨学金の総額×1/2（既卒者の場合は、返還残額×1/2） 有利子：貸与奨学金（利子除く）の総額×1/4（既卒者の場合は、利子を除く返還残額×1/4）	無利子：1440千円 有利子：720千円	8年間	県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日	高専・短大・専門学校（2年間）	無利子：貸与奨学金の総額×1/2（既卒者の場合は、返還残額×1/2） 有利子：貸与奨学金（利子除く）の総額×1/4（既卒者の場合は、利子を除く返還残額×1/4）	無利子：720千円 有利子：360千円	8年間	県内の事業所等に正規雇用により就職又は就業した日			平成	27	未定		
島根県	大学（6年生学科に限る）、高等専門学校、大学院（一貫性博士課程）	助成対象額は、助成対象者が貸与を受けた奨学金等の返還額と同額。ただし、返還額が助成上限額を超える場合は、助成上限額を助成対象額とする。	最大288万円（年最大24万円）	就業開始年度から12年間	返還開始と同時													平成	29	令和	8	
岡山県	無し	補助金の交付申請を行った年度に支援対象者が（独）日本学生支援機構に返還する額の範囲内で補助対象企業が支給した額の1/2	補助金の交付申請を行った年度に支援対象者が（独）日本学生支援機構に返還する額の範囲内で補助対象企業が支給した額の1/2の額又は9万円のいずれか低い額	採用後5年以内（補助対象企業に採用された日の属する月を1か月目とし、60か月目となる月まで）	企業が制度を導入し、届出を行い、支援対象者が返還開始と同時													平成	30	令和	5	
広島県	定着企業または国制度認定企業	働き方改革に取り組み、その取組を定着させているもののうち、県の定める一定条件を満たす県内中小企業等又は国の認定を受けている県内中小企業等（・ユースエール認定企業・えるぼし、プラチナえるぼし認定企業・トライくるみん、くるみん、プラチナくるみん認定企業）奨学金の返還総支払額の1/2	従業員1人あたり上限100千円/年度	3年間（採用3年目まで）	交付決定日以降の各企業の規程により支援開始	実施企業	働き方改革について県が定める水準を満たしている県内中小企業等奨学金の返還総支払額の1/3	従業員1人あたり上限60千円/年度	3年間（採用3年目まで）	交付決定日以降の各企業の規程により支援開始								平成	30	未定		
山口県【1】		制度対象者として決定された年の4月から2年間に貸与を受けた奨学金の返還額	ただし、次の金額を上限とする。 ・大学院生：2,112千円 ・薬学部：1,536千円	大学院修了等の後、県内製造業又は県内情報サービス業を有する企業で就業を始めてから12年間のうち、県内製造業又は県内情報サービス業で就業した期間（最大6年間）	0													平成	27	未定		
山口県【2】	無し	初年度就職日時点の返還残額（利息、滞納額を除く）の1/2	5年総額1,440千円	5年間	県内に居住し対象施設に就業した翌年度														令和	2	未定	
山口県【3】	薬学生	対象者が大学の5年生及び6年生の時に貸与を受けていた奨学金の返還額（利息を含み、延滞金、返還免除額及び返還済額を含まない。）	総額上限：1,440千円、月額上限24千円	5年間	対象者が返還開始の翌年度の4月に実績報告書を提出して以降														令和	5	未定	

山口県 【4】	区分なし	貸与を受けた奨学金の貸与期間による	1年間 5万円/年、2年間 10万円/年、3年間 15万円/年、4年間以上 20万円/年	5年間	県内に居住・就業して1年経過後														令和	5	未定		
徳島県	【全国公募枠】 徳島県内の高等学校・特別支援学校・専修学校高等課程・徳島県立農業大学校に在籍し、申請翌年度に大学(短大除く)に進学する者	日本学生支援機構無利子奨学金の借受総額の1/2	100万円	5年	県内に居住・就業して3年経過後	【全国公募枠】 申請年度又は翌年度に大学・短大・大学院・高等専修学校専門課程を卒業する者又は30歳以下の既卒者)のうち、大学(短大除く)・大学の在学学生及び既卒者	ア 日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(申請年度末時点)のいずれか少ない額) イ 日本学生支援機構有利子奨学金借受総額の1/3(既卒者については奨学金借受総額の1/3と奨学金返還残額(申請年度末時点)のいずれか少ない額)	ア 日本学生支援機構無利子奨学金の場合100万円 イ 日本学生支援機構有利子奨学金の場合70万円	5年	県内に居住・就業して3年経過後	【全国公募枠】 申請年度又は翌年度に大学・短大・大学院・高等専修学校専門課程を卒業する者又は30歳以下の既卒者)のうち、短大の在学学生及び既卒者	日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(申請年度末時点)のいずれか少ない額)	50万円	5年	県内に居住・就業して3年経過後	【全国公募枠】 申請年度又は翌年度に大学・短大・大学院・高等専修学校専門課程を卒業する者又は30歳以下の既卒者)のうち、専修学校専門課程の在学学生及び既卒者	日本学生支援機構無利子奨学金借受総額の1/2(既卒者については奨学金借受総額の1/2と奨学金返還残額(申請年度末時点)のいずれか少ない額)	80万円	5年	県内に居住・就業して3年経過後	平成	27	未定
香川県 【1】		第一種奨学金の貸与月数(認定以降の月数)に応じて返還額の一部(貸与月数×15,000円を上限)を支援する。	-	一括	県内で居住及び県内の特定分野の業種へ就業を、県内出身者は3年間、県外出身者は5年間、引き続き継続したとき。														平成	27	未定		
香川県 【2】	一般的な返還免除の場合	奨学金の貸付を受けた月数に15,000円を乗じて得た額を返還免除	-	特になし	県内に居住・就業して引き続き3年経過後	香川県内の大学等に進学し、貸付月額の最高額に1万円を加算した貸与月額を選択した場合	奨学金の貸付を受けた月数に25,000円を乗じて得た額を返還免除	-	特になし	県内に居住・就業して引き続き3年経過後									平成	24	未定		
愛媛県 【1】		助成対象者が借り入れた奨学金に係る交付申請前年10月分～9月分の返還額の2/3	16.8万円	最大7年間	返還開始の翌年度の末														平成	30	未定		
愛媛県 【2】	無し	助成対象者が借り入れた奨学金に係る1年間の返還額(10月分から翌年9月分)の4/5	20.16万円	最大7年間	返還開始の翌年度の末														令和	4	令和	17	
福岡県 【1】	無し	貸与を受けた奨学金の総額	-		看護師等養成所を卒業し、県内の特定施設(200床未満の病院等)に就業して5年経過した時点														昭和	37	未定		
福岡県 【2】		7,200,000円(月額100,000円)	7,200,000円	貸与期間は1年次から6年次、卒業後、返還猶予期間(9年間)に指定勤務先にて勤務した場合、返還免除。	大学卒業後2年以内に医師国家試験に合格した後、速やかに医師免許を取得し、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍の期間(通常は9年間で、2年間の初期臨床研修期間を含む)、県内の病院及び診療所の外科、小児科、産婦人科、救急科、麻酔科及び総合診療のいずれかで勤務した場合は、奨学金の返還が免除される。													平成	22	未定			
福岡県 【3】	保育士修学資金貸付に係る返還の債務の免除	貸付金額の全額または一部	1,200千円(貸付金額の上限:50千円×12か月×2年間、※その他加算あり)	(貸付期間は2年間上限)	保育士養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、県内の従事先施設において児童の保護等に従事し、かつ、5年間引き続き当該業務に従事したとき														平成	28	未定		

福岡圏 【4】	介護福祉士養成施設、社会福祉士養成施設	貸付額の全額又は一部（従事期間に応じた額）	貸付額全額 介護福祉士養成施設 上限 1年課程104万円、2年課程168万円、 社会福祉士養成施設 18か月課程 130万円 ※他 生活費加算を受ける場合 上限 42,080円/月	-	養成施設卒業後1年以内に介護福祉士（社会福祉士）資格の登録を行い、県内で介護等の業務に継続して5年以上常時従事したとき。 ※過疎地域での従事および中高年離職者の場合は3年以上。 ※養成施設を退学した場合、卒業後介護等業務への未就労、他産業への転職等の場合は貸付額の返還が必要。														平成	21	未定		
佐賀県 【1】	佐賀県薬剤師薬剤師奨学金制度 _全額免除	返還免除要件に該当した場合、全額免除	-	-	薬剤師免許取得後、奨学金決定薬局に奨学金貸与期間の1.5倍に相当する期間以上（病休・産休等やむを得ない理由により業務に従事できなかった期間を除く。）勤務したとき														平成	27	未定		
佐賀県 【2】	無し	養成施設を卒業後1年以内に保育士の資格を取得・登録し、佐賀県内の保育所等において5年間引き続き保育士の業務に従事したとき、返還金が全額免除。	-	0	佐賀県内の保育所等において5年間引き続き保育士の業務に従事したとき														平成	27	未定		
佐賀県 【3】	介護福祉士修学資金等貸付	返還免除要件に該当した場合、全額免除	-	一（返還免除要件に該当した場合、全額免除（裁量免除規定あり））	返還免除が認められた時（養成施設等卒業後1年以内に介護福祉士等登録簿に登録し、佐賀県内において社会福祉士又は介護福祉士として特定業務に従事し、5年間引き続き当該業務に従事した場合等に免除。）	介護福祉士実務者研修受講資金貸付	返還免除要件に該当した場合、全額免除	-	一（返還免除要件に該当した場合）	返還免除が認められた時（介護福祉士国家試験に合格した日から1年以内に介護福祉士の登録を行い、佐賀県内の福祉施設又は事業所などで介護等の業務に就き、2年間引き続きその業務に従事した場合に免除。）	退職した介護人材の再就職準備金貸付	返還免除要件に該当した場合、全額免除	-	一（返還免除要件に該当した場合）	返還免除が認められた時（佐賀県内において、2年間引き続き、介護職員等の業務に従事した場合に免除。）	福祉系高校修学資金貸付	返還免除要件に該当した場合、全額免除	-	一（返還免除要件に該当した場合）	返還免除が認められた時（福祉系高校を卒業した日から又は福祉系高校を卒業後に大学等へ進学し卒業した日から1年以内に介護福祉士の資格登録を行い、佐賀県内の介護保険施設・事業所において、介護福祉士として介護職員等の業務に従事し、3年間継続して当該業務に従事した場合等に免除。）	平成	21	未定
長崎県	なし	交付対象経費：貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	上限額：150万円	支援期間：大学等卒業後、県内に居住かつ県内対象業種に就業し、3年経過後と6年経過後に各1回	支援開始時期：大学等卒業後、県内に居住かつ県内対象業種に就業し、3年経過後と6年経過後														平成	28	未定		
熊本県	奨学金支援枠Ⅰ：県内企業等（大企業）へ就職した6年生大学・大学院卒業生への支援	交付対象経費 支援候補者の参加企業（県内企業等）就職時点における奨学金の返還残額であり、以下を満たす金額 （1）返還残額は利息を含まない金額であること。 （2）対象奨学金は大学及び大学院（同等の学位を取得できる課程を含む）在学中に貸与を受けた奨学金	456万円 （※左記の上限額内で就職先の参加企業が決定）	①又は②の上限額のいずれか低い方に10分の1を乗じた金額を10年間に分けて支給する		奨学金支援枠Ⅱ：県内企業等（中小企業）へ就職した6年生大学・大学院、4年制大学等卒業生への支援枠	交付対象経費 支援候補者の参加企業（県内企業等）就職時点における奨学金の返還残額であり、以下を満たす金額 （1）返還残額は利息を含まない金額であること。 （2）対象奨学金は大学及び大学院（同等の学位を取得できる課程を含む）在学中に貸与を受けた奨学金	院卒等：456万円、大卒等：244.8万円（※左記の上限額内で就職先の参加企業が決定）	①又は②の上限額のいずれか低い方に10分の1を乗じた金額を10年間に分けて支給する										平成	30	未定		
大分県 【1】	無し	貸与を受けた修学資金貸付金の返還総支払額全額	-	④の要件を満たした場合に返還免除	卒業後、免許を取得し、県内の200床未満の病院等対象施設で5年間業務に従事した後														昭和	37	未定		

大分県 【2】	無し	貸与を受けた修学資金貸付金の返還総支払額全額	-	④の要件を満たした場合に返済免除	医師免許を受けた後、指定医療機関において従事した期間が、医師修学資金の貸与を受けた期間の2分の3に相当する期間に達したとき。															平成	19	未定		
大分県 【3】	介護福祉士修学資金貸付借受者	全額（最大1,680千円）	貸付金額（最大1,680千円）	④の要件を満たした場合に返済免除	介護福祉士養成施設等を卒業後、1年以内に介護福祉士等の登録を行い、大分県内において特定業務に5年間（過疎地域、中高年離職者の場合は3年間）継続して当該業務に従事したとき															平成	28	未定		
大分県 【4】	保育士修学資金貸付	全額（学費5万円以内/月、入学準備金20万円以内、就職準備金20万円以内）	1600	④の要件を満たした場合に返済免除	① 養成施設を卒業した日から1年以内に保育士登録を行い、大分県内等において保育業務に従事し、5年間（過疎地域勤務者、中高年離職者の場合は3年間）継続して当該業務に従事したとき。															平成	28	未定		
大分県 【5】	無し	給付を受けた修学資金の返還総支払額全額	-	④の要件を満たした場合に返済免除	獣医師 10年間継続して就業 大分県職員限定（農林水産部及び公衆衛生部局）															平成	24	未定		
大分県 【6】	無し	給付を受けた修学資金の返還総支払額全額	-	④の要件を満たした場合に返済免除	獣医師 10年間継続して就業 大分県内で産産動物獣医師等として従事 大分県職員（家畜保健衛生所等） 家畜診療施設（農業共済組合等）															平成	24	未定		
宮崎県	大学院・6年制大学	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	1500	5	就職した日から起算して勤務期間が1年を経過した時（以後、3年経過時、5年経過時の3回に分けて支援）	4年生大学	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	1000	5	就職した日から起算して勤務期間が1年を経過した時（以後、3年経過時、5年経過時の3回に分けて支援）	短大・高専（4～5年次）・専修学校専門課程	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	500	5	就職した日から起算して勤務期間が1年を経過した時（以後、3年経過時、5年経過時の3回に分けて支援）	高等学校・高専（1～3年次）・専修学校高等課程	貸与を受けた奨学金の返還総支払額の1/2	400	5	就職した日から起算して勤務期間が1年を経過した時（以後、3年経過時、5年経過時の3回に分けて支援）	平成	29	令和	15
鹿児島県	人材育成枠（大学等入学予定者）、地域活性化枠（大学等卒業予定者）	前年度10月1日から当該年度9月30日まで本人が日本学生支援機構に返還した奨学金	-	奨学金を返還している期間	前1年間の返還実績額を10月下旬以降に支援	地域活性化枠（県外在住の社会人）	前年度10月1日から当該年度9月30日まで（1年目は支援開始時期から最初の9月まで）に本人が日本学生支援機構に返還した奨学金	-	奨学金を返還している期間	支援要件を満たした後の最初の10月以降（10月時点で9月までの返還実績を確認し、送金する）										平成	28	令和	7	
沖縄県	無し	対象従業員の年間返済額の1/2以内を対象として、年間で補助対象企業が支給を完了した額の1/2以内の額（所得向上応援企業認証制度の認証企業は3/4）	90千円（所得向上応援企業認証制度の認証企業は135千円）	最長5年間	補助対象企業の支給開始と同時に															令和	4	未定		